

偏見、憎悪 募る苦悩

津波訴訟

遺族の思い

東日本大震災で大切な人を失った遺族の痛みは、何年たっても癒えることはない。なぜ死ななければならなかったのか。なぜ防げなかったのか。震災後、仙台、盛岡地裁に提起された主要な津波訴訟は計15件に上る。裁判に真相を求めた遺族の複雑な思いに耳を傾けた。
(報道部・柴崎吉敬、関根梢)

▼「金じゃない」

「勝ったら賠償金はどうするの？」
塩釜市の山田なつみさん(70)は2013年10月、仙台地裁での初弁論後の記者会見で、意外な質問を投げ掛けられて絶句した。
「金でしか見られていないのか」。思いが伝わらないことに、がくせんとした。

震災で東松島市の旧野蒜小体育館に避難した母親。当時(86)を亡くした。体育館に逃げた理由や学校側の誘導の経緯。真相を知りたいとの思いに駆られて13年7月、市に損害賠償を求め訴えを起こした。
請求額約1400万円は生きていたら得られた年金、仏壇仏具の購入費と慰謝料を基にした。「命に値

段は付けられないが、訴訟を起こすために仕方なかった。本当の気持ちは金じゃない」

しかし、記者の質問がきっかけで「金の問題」に心が振り回されるようになった。自分だけが賠償をもらうべきなのか。何度も自問し、苦悶した。知り合いの顔が浮かび、後ろ指をさされるような嫌な想像が巡った。

「いっそ負けた方がいい」。破れかぶれになったこともあった。勝っても賠償金を市に寄付しようと思いに決めた。

16年3月の地裁判決、17年4月の仙台高裁判決で山田さんは請求を退けられた。18年5月、最高裁で敗訴が確定した。
母の死の責任を問えな

った大きな失望と、金のこととで疑念を持たれる不安から解放された少しの安堵が交錯した。「負け裁判でも最後まで諦めないでやれたことは良かった」

▼未熟な法意識
民事訴訟は、身内を亡くした遺族が関係者への尋問などを通して真相に近づく有力な手段の一つだ。場合によっては公的記録の公開を迫り、民事上の責任を追究することができる。だが賠償額が大きくなるほど社会の注目が集まり、偏見や

憎悪の対象となってしまうことがある。

児童74人と教職員10犠牲となった石巻市大の津波事故訴訟でも同ことが起きた。

「包丁で刺し殺す」
告の遺族に昨年1月、県内に住んでいた元臨師の男(脅迫罪で有罪から脅迫文が届いた。学の事前防災の不備を認市と宮城県に計約14億損害賠償を命じた仙台判決の確定から3カ月だった。男は遺族側に一に敵意を募らせていたられる。

遺族が賠償金を得て失感が埋まることはなそれなのに遺族はねた対象となり、犯罪に巻まれるリスクさえ抱え原告の代理人を務めた和弘弁護士(仙台弁護は訴える。

「本当は子どもを返命を返せと訴えたい。でも裁判では金を払え張るしかない。原告偏見は、日本の法意識熟さの表れだ」

母親が描いた水彩画を見詰める
山田さん。4月26日、塩釜市



①

後ろ指